

大町市景観条例（案）の概要

大町市景観条例は、景観法に基づき、条例で定めるべき事項やその他大町市景観計画の運用において必要な事項を定めるものです。

本条例は全6章（計29条）で構成し、第1章で条例の目的や市、市民、事業者の協働による景観まちづくりの推進等に関する事項、第2章で景観計画の策定等に関する事項、第3章で建築物の建築等の行為の届出等に関する事項、第4章で景観重要建造物等の指定制度に関する事項、第5章で景観づくり住民協定等に関する事項、第6章で景観計画の運用に関わる組織に関する事項等をそれぞれ規定しています。

※赤字：とくに市の独自性が表れている規定

第1章 総則（第1条-第5条）

- ・第1条：本条例の目的を定めています。
- ・第2条：本条例で用いる用語の定義を定めています。
- ・第3～5条：各主体の責務や役割を定めています。 →参考：計画 p23

第2章 景観計画の策定等（第6条-第8条）

- ・第6、7条：景観計画の策定や提案について定めています。
- ・第8条：景観づくり重点地域の指定について定めています。 →参考：計画 p29, 30

第3章 行為の規制等（第9条-第18条）

- ・第9～13条：景観づくりの基準への適合義務や建築物等の届出の対象・対象外となる行為、届出の手続き等について定めています。 →参考：計画 p31～36
- ・第14～18条：景観づくりのために、必要に応じて、行政が事業者に対して行える措置（指導や勧告、変更命令等）について定めています。

第4章 景観重要建造物等（第19条-第24条）

- ・第19条、第20条：景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続きや管理基準について定めています。 →参考：計画 p37
- ・第21～23条：景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更や原状回復の手続きについて定めています。
- ・第24条：景観重要眺望点の指定等の手続きについて定めています。

→参考：計画 p38

第5章 主体的な取組の支援（第25条-第27条）

- ・第25条：景観づくり住民協定の認定等の手続きについて定めています。

→参考：計画 p40～42

- ・第26条：景観づくり団体の認定等の手続きについて定めています。

→参考：計画 p40～42

- ・第27条：景観づくりに貢献している物件や個人・団体に対する表彰制度について定めています。 →参考：計画 p40, 42

第6章 雜則（第28条、第29条）

- ・第28条：景観づくりに関して、調査・審議を行う組織について定めています。

→参考：計画 p40, 41

- ・第29条：本条例に定めのほか、必要な事項の規定について定めています。